

醍醐天皇事記 史料六十二 廿七下

和書門		
四〇九	九三	冊架函號類

和書
史
三六號

內閣文庫	
四〇九	九三
冊架	冊號類

(八文才)

內閣文庫	
番號	和 93
冊數	409 (68)
函號	141 131



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



史料卷之六十三

天皇家御記第廿七下 起此

七月十日 天明

御記 天皇家御記第廿七下 起此

御記 天皇家御記第廿七下 起此

御記 天皇家御記第廿七下 起此

御記 天皇家御記第廿七下 起此

御記 天皇家御記第廿七下 起此

史料卷之六十二

和學講談所

醍醐天皇事記第廿七下起延長元年七月

七月小 癸卯朔

甲子大法師玄鑒任天台座主事



紀略云七月廿二日以内供奉十禪師

玄鑒為天台座主按元脫廿字今據僧官補任愚管抄等補之扶桑略

記帝王編年記歷代皇紀為廿三日是勅使登山日也

扶桑略記云七月廿三日玄鑒大法師任天

台座主世謂華山座主

按又見歷代皇紀

天台座主記云第十二玄鑒和尚延長元年

癸未七月廿二日任座主年六十三宣命勅

使少納言藤原俊房同廿三日到來

廿四日丙寅朱雀天皇降誕事

日本紀略云廿四日丙寅曉中宮產生第十

一皇子於右忠平大臣五條第名寬明按本書一

記歷代皇紀為四月四日帝王編年記皇代
記皇代略記皇年代略記皇胤紹運錄大鏡

同裏書等同本書又按扶桑略記為第十三
子今據諸皇子年齒推之為得其實而諸書
共以為十一子者蓋
據親王宣下次序耳

中右記云中宮藤穩子延長元年七月廿四

日誕生前朱雀院

御產部類記引御記云延長元年七月廿四

日丙寅辰刻中宮高藤原元方候陣外令藏

人頭伊望朝臣奏皇后產事男也即令伊望

朝臣問平否又召元方細問事由申刻令右

中将英明朝臣又問中宮整伊望朝臣奏報
成刻英明朝臣奏報

大鏡をほきこれみりて朱雀院天皇の御事

院御事之如きの御十一の御事子たり御母の御事

穩子と申す此の御事延長元年癸未七月廿四日生

やと云はれ按凡稱某院天皇者皆斥御在所以

多等是也及至後世雖非御在所亦稱某

院遂省天皇號以院為尊稱是非古也

又朱雀院生れを治く二年おりの御事

御格もついでと云はれ御事火よりて御帳を内して

御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

江吏部集云江中納言延喜聖代奉付兩皇

子之名 朱雀院天皇 天曆天皇

僧尊意為若宮護持僧事

護持僧記云延長元年六月廿九日內供奉
十禪師尊意依勅奉為中宮御產七箇日修
不動法七月廿四日皇子降誕朱雀天即依
勅以和尚為親王護持師云二

廿六日戊辰若宮御湯殿事

御產部類記引貞信公記云延長元年七月

廿四日丙寅井宿日曜辰刻有御產事廿六

日戊辰始浴給

又引無名記云延長元年七月廿四日皇后
產男兒內匠寮作御湯具七日間明經紀傳
博士等相交讀書千字文漢書景帝紀文王
世子篇古文孝經論語置卷尚書史記毛詩
明帝紀左傳等也

是月僧春柯改造竹生島神殿事

竹生島緣起云延長元年七月蒙太子親王
家扶春柯改造五間之神殿

八月大

壬申朔

一日^{壬申}御產養事

御產部類記引御記云八月一日壬申此日
依中宮誕兒七日仰內膳司調御膳令供其
調膳樣御筥及馬頭盤酒盞水碗等用銀器
自餘盛樣器臺盤、
其上打鋪蟬翼、
朱黑等色取之以白羅為打敷又仰內藏寮
令賜公卿大夫等饗及諸所料屯物酒食粥

六十二之四

羹等又褂衣廿條白緒廿疋赤緒百疋綿五
百屯調布五百端付職司充大夫以下祿料
又穀倉院賜女房酒食

又引貞信公記云八月一日內裏宇多院有
御產養事大內白褂赤褂各十領白緒廿疋
赤緒百疋綿五百屯調布五百端碁手錢五
十貫院兒衣等四管碁手六十貫又御膳物
人給食各巨多但內裏辨備大盤公卿以下

五位以上六十人許九日御養厨家奉仕
又引無名記云七夜自大内有御養產事其
物、六前居銀筥大碗四種馬頭盤七二
雙箸一雙大盤四枚中盤二枚盃一口可副
此物穀倉院內藏寮內膳司勤仕御膳物赤
漆韓櫃十合褂廿領十五絹百廿足參入王
卿式部卿親王右大將定方右衛門督兼輔朝臣
邦基朝臣四位五位六位殿上侍臣被物大

納言女裝束一重兒御衣兒襪襦四位已下
細長一重袴兒衣襦御使希世給女襲一具
兒衣襦等也

又云延長元年八月一日壬申今日當中宮
御產後七日仍仰內藏寮穀倉院有御禊事
又遣侍臣於饗所取見參賜祿

十四日乙酉釋奠三牲用代事

西宮記裏書云延長元年八月十四日依伊

勢幣使齋釋奠祭三牲進其代

廿三日甲午以長門國龜山八幡宮為外朝西門

鎮守事

諸社根元記云貞觀元年己卯七月廿日長州

龜山八幡御化現坐醍醐天皇御宇延長元

年癸未八月廿三日奉號外朝西門鎮守勅號

也

三十日辛丑依霖雨奉幣諸社事

扶桑略記裏書云八月卅日依霖雨奉幣諸

社

九月小壬寅朔

五日丙午中宮移御主殿寮事

日本紀略云九月五日丙午中宮從古大臣

五條第移御主殿寮諸司諸衛於上東門下

馬

御產部類記引貞信公記云九月五日亥一

刻中宮遷御主殿寮親王公卿奉仕御前兼
宿衛公卿帶弓箭今日叙位一人設饗食於
主殿寮后宮賜褂今日無警蹕東門下
又引天曆四年六月廿六日九記云當今太
后去延長元年四月立后住太政大臣五條
家之間即職至十月移御主殿寮是亦雖非
無慥例有新議被行云按十月當
作九月
大府記云立后後九月始行啓例延長元年

六十二之七

九月五日中宮遷御主殿寮廳

公卿補任云藤師輔延長元九五從五下中

宮諱穩今日自右大臣東三條第遷御主殿

寮為令家慶所叙也大臣息也按三條宜
作五條

九日庚戌依疫癘停重陽宴事

日本紀略云九日庚戌停重陽宴依去夏疫

癘也

政事要略云延長元年依疫癘停九月九日

節

廿六日丁卯發遣宇佐使事

西宮記裏書云延長元年九月廿六日被奉

宇佐幣使先下東庇御簾同孫庇南於四間

供御座展小筵二枚其上敷半疊南第一間

敷小筵一枚立高机一脚其上置神寶等供

之金銀幣各二枚入平文小匣一合御劍鏡各一也仁壽殿西砌下

敷宮主及使座宮主庇西使在東但先例庭中敷之

六十二之八

而今日降雨仍敷此耳次供御禊物內藏寮所辦備

即刻出御宮主使左衛門佐靜自仙華門參

入着座御禊了後靜昇殿與藏人木工助源

昭撤神寶自右青瑣門內藏寮傳受於掖陣下頒

給卜部卜部納御幣韓櫃次撤御座卷簾頃

之右大將藤原朝臣令奏告文御覽之後藤

原朝臣於殿上侍召使靜賚之午一刻依召

靜參入御前賜勅命之後賜御衣一襲青白椽衣

蘓芳下重即下殿於南廊下拜舞自仙華門
綾袴等也
退出

廿七日辰^{戊辰}左兵衛佐定文卒事

尊卑分脈云平定文左兵佐從五上延長元

九廿七卒号平中 按勅撰作者部類
定作貞中作仲

古今集目錄云平定文右近衛權中將從四

位上好風一男刑部卿正四位下茂世王孫

茂世王者一品式部卿仲野親王一男桓武

六十二之九

天皇四世也寬平三年十二月任内舍人五

年二月十六日任右馬權少允九年五月廿

五日任右兵衛少尉延喜六年正月七日叙

從五位下^{外衛}十年正月十三日任參河介十

三年正月廿八日任侍從十七年五月廿日

任右馬助十九年正月廿八日任左兵衛佐

廿二年正月七日叙從五位上延長元年六

月廿二日兼參河權介九月廿七日卒

中古三十六人歌仙傳云平定文刑部卿茂
世王孫右近中将好風男好色人世号平中
云二 按下與古今集目錄同但無廿
二年以下文且誤為六年卒

大和物語云平中かんのりふふあきてはち
かしてあはれそものうらもさしてあはれふいひとを
あふちとをて君はつる我も一色あはれおと
わくあふあし一川女ふあし一白あはれおと
誰かあつる我はつるおと一そのうらもて

又云平中、つらあのもあまけるやうらふ市ふ
つさうのあつるあはれ人々つらふいひとあ
色あはれいひとさうけつるあはれさうら官の
あさちつらふあはれる日あはれをうら平中つら
らあつるあつるあはれけつるあはれつらあはれ
とあはれをさうけつるあはれつらあはれつら
人あはれつらあはれつらあはれつらあはれつら
つらあはれつらあはれつらあはれつらあはれつら

續後撰

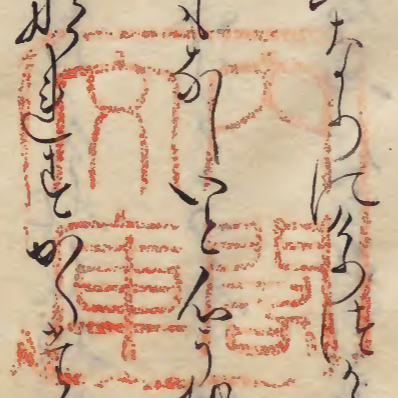
百五十七神の数が一々もつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ

あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ
あつてもうとくつゝのつゝもつたと思ひのまゝ

あはれ人ものかたはらうくを創し物をもて
あはれものむねをいひてまんと又あはれ
又の目も又もとうとみまてきもをそへおろす
かろぬまの女給をのこあはれて物もくをいひて
くちとたまふこにおおひてあはれやみ給ふき
は身もはらひす人ものきもをそへるを給ふ
こととあはれもきもをそへてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて

六十二之十二

かたはらまのいひてあはれ物もいひて
人ものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて
あはれものむねをいひてあはれ物もいひて



あはれ川を渡る物とて一と我々のあはれを
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる

かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる
かきとるるもさしつかへなくあはれなる

今昔物語云國經ノ大納言ト云フ人有リケ
 其大納言ノ御妻ニ在原ノ棟梁ト云フ人
 ノ娘有リケ大納言ハ年八十ニ及テ北ノ方
 ハ僅ニ廿ニ餘ル程テ形テ端正ニシ色メ
 ル人トテ有ハケレ老ル人ニ具ルヲ頗ル心

昔物語
 按又見今

不行又事ノ思ケル甥ノ大臣色タメキ人テ
 伯父ノ大納言ノ北ノ方美麗ル由ヲ聞給
 テ見ニ欲キ心御トケレモ力不及テ過給ケル
 其ノ比ノ好キ者テ兵衛ノ佐平ノ定文ト
 云フ人有リケ御子ノ孫テ不賤又人也字ハ
 平中ト云ルケ其ノ比ノ色好テ人ノ妻娘宮
 仕人不見ハ少ク十有ルケ其ノ平中此ノ大
 臣ノ御許ニ常ニ參ハケレ大臣若シ此ノ伯

父ノ大納言ノ妻ハ此ノ人ヲ見タラ思給
テ冬ノ月ノ明ケルリ夜平中參ルケ大臣
万ノ物語シト給ル程ニ夜モ更リケ可咲
キ事共語ケタリ次ニ大臣平中ニ宣ハ我レ
申サ事實ニ被思ハ努不隱テ宣ハ近來女
ノ微妙ハ誰カ有トル平中カ云ク御前テ申
ス傍痛キ事ハ候モヘト我實ニ思ハ不隱ト
被仰ハ申候フ也藤大納言ノ北ノ方ソ實

六十二之十六

ニ世ニ不似ス微妙キ女ハ御トスレ大臣ノ
宣クハ其ハ何テ被見ソ平中カ云ク其ニ候
ヒ人ヲ知テ候ヒシ申候ヒ也年老ル人ニ
副タル極ク侘キ事ムニ思タル聞候ヒシ
破无ク構テ云セ候ヒシ不懔スト思ル由
ヲ聞候テ不意ス忍テ見テ候ヒ也打解テ
見ル事モ不候キサト大臣系惡キ態モ被為
ケルカト咲ヒ給ルケ然テ心ノ内ニ何テ
トソカト咲ヒ給ルケ然テ心ノ内ニ何テ

此ノ人ヲ見トモ思フ心深ク成レハケ其ヨ後
 ハ此大納言ヲ伯父ニ御スレ事ニ觸テ畏
 リ給ハケレ大納言ハ難有ク忝キ事ニ十思
 給ヒケ妻取給トハム為ハルヲ不知テ大臣
 心ノ内ハ可咲ク十思給ルケ

大和物語今本院乃山方此より帥乃大納言

めりていままともうろろおのふ年中うろろかき
 えりおまのほろほろよく録よるへとほろろつて我ら

とゆとゆのむつふるといへうろろあつてい
 あかちとろろといへまろろとあち左のあつて
 わろろにえはつておろろのあつてあつてとい
 せんあつて行末のいへるもあつてといへ
 りつとともおろろのあつてあつてといへ
 といへまろろといへあつてといへ

後撰集云大納言國経朝臣の家守侍女

平定文しむをわけてあさくらひはくく行末まで
繋ゆるるはあ若女御し贈太政大臣時平よむえら連
あつてあつたはよけしにあつてあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし敷忠
中院のあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし

うはくあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし

世継物語に今と昔の中院侍従の君とを未伏
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし
あつてあつたはよけしにあつたはよけし

志願しんせしむる事志願しんせしむる事
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
くふれしむる事志願しんせしむる事
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
あつたる事志願しんせしむる事
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
うとる事志願しんせしむる事
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
志願しんせしむる事志願しんせしむる事

まゝしてゐる事志願しんせしむる事
の程よりゆりはたれしむる事書くぬ
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
物乃ゆ成る事志願しんせしむる事
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
成程しむる事志願しんせしむる事
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ
ふゆせさうの道にたれしむる事書くぬ

多目六胸うちとく能は道しと能くふかき
ら人能思はれし能く思ふとくく
あかきしとくきと能く思ふとく
さしちとく思ふとく思ふとく
うちとく思ふとく思ふとく思ふ
考と也とく思ふとく思ふとく
何と能く思ふとく思ふとく思ふ
さしとく思ふとく思ふとく思ふ

志門能く思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ
あかきとく思ふとく思ふとく思ふ

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

六十二

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

後より此へ城の事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり

あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり
あつた事にもあつた事なりと云ふ事あり

とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち

とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち
とてしるべし人た知るのうらよ入してうち

世の人... 此人... 物

い... 物... 病...

ふ... 按今昔物語以侍従為時平家女
房宇治拾遺物語為皇后穩子女

房

十訓抄云昔... 宣旨本院ノ侍従ト

云二人ハ宮仕人ノ中ニハ双十キオカシ

キ女房共十リケリ其比兵衛佐貞文御子

ノ孫子ニテニ十モイヤシカラス形モメ

ヤスシコエケハヒ物イヒ十トノオカシ

キ事人ニ勝レタリケリ在中平中トテツ

カヒテ世ノスキ物ト云レケルカ此侍従

ヲ年来シメノトケシヤウシケレトモツ

レ十カリケリ或時ハ夕ニ出合タリケ

レトモエモイハススカシオキテ身ハハ

ヒカクレ十トシテスヘテ聞サリケルニ

貞文心ウク覺テセメテ思ヒウトミヌヘ

キ便リヲヤウノ、ニ案シ廻シテ有カタキ
事マテ思ヨリタリケレトモイト深ク用
意シテ遂ニ心オトリセラレスイヤマサ
リニ覺ケルトナム色ヲコノムト云ハカ
様ノ振舞也平中ト云ハ中将ニハ非ス兄
弟三人有ケル力中ニアタル故ナリ
河海抄云定文女カキノ説カキノ説カキ
入カキノ入カキノ入カキ

てらして目城ぬりてあゝ糸をひきかへると
んといふ
古今集云仁和寺ふ露のむかし二章ある時」
そへてそとそとちの道とねわちの道とまよひて
よめてまはりのちから平のさゝかゆん秋城とまよ
田ともあつたこれ露のむかしはうらむに色も
まよひた
後撰集云河を待たる人か久しうやうそとある也

けさしんしはくくきくまのめはと新しにふん
成行山の井にあらたにさるるやほりや
平定又何とていふと我ゆいふ山の井にあ
しふゆに新いふと
又云平貞文の作よあるふふのまへへんまうると
つひをこそしてゆつる道にいふ獨りこそかめめ
とふあふはふかふふふふのめくくくもゆく
はし貞文君といふふふふふふふの國は

ふふはく我ふふふふ

拾遺集云はつとていふとてゆつる時といふ

女沸乃出るといふはつとていふとて平定文といふ

つとていふとていふとていふとていふとていふ

うしふとて

史本抄云延喜五年二月家受合會後忠平受

あかふんふふはつとていふとていふとていふ

ふふふふふふふふ

十月大 辛未朔

一日 辛未 日食事

日本紀略云十月一日辛未日食廢務 按扶桑略

記裏書 同之

廿五日 乙未 參議邦基兼勘解由長官事

公卿補任云參議從四位上藤邦基右大辨

備前權守十月廿五日兼勘解由長官

十一月小 辛丑朔

六十二之廿八

十三日 癸丑 園韓神祭依穢延引事

文在廿五日

十五日 乙卯 新嘗祭事

日本紀略云十一月十五日乙卯新嘗會天

皇不御中院

園太曆云新嘗會内裏穢時諸司行事例延

長元十一十五

十六日 丙辰 新嘗會事

文在廿五日

十七日巳丁皇子寬明皇女濟子為親王事

一代要記云朱雀天皇諱寬明延長元年十

一月十七日為親王按歷代皇紀為十一日日本紀略扶桑略記為

十八日共誤御產部類記帝王編年記皇代記皇代略記皇年代略記皇胤紹運錄等同

書本

又云濟子內親王延長元年十一月十八日

為內親王按十八當作十七

六十二之廿九

十八日戊午發遣杜本祭使事

文在廿三日

廿一日辛酉賀茂臨時祭事

日本紀略云廿一日辛酉賀茂臨時祭使左

京大夫源是茂

西宮記裏書云延長元年十一月廿一日辛

酉賀茂臨時祭但無御神樂貞公御記云今

日有神事輕服者猶不可參入雖然所奉幣

使還來夜及深更仍右大臣云三等殊仰令
侍從參入云二

中宮遷御弘徽殿事

御產部類記引貞信公記云十一月廿一日

中宮自主殿寮遷御弘徽殿親王公卿給祿

後院○按日本紀略為十月非

西宮記裏書引同記云亥一刻中宮遷御弘

徽殿朱雀院后宮賜祿陪從親王已下侍從

六十二之三十一

諸衛佐以上參中宮陪從輿前

廿三日癸亥藤氏公卿奏親王慶事

御產部類記引貞信公記云十七日皇子被

定親王十八日為奏親王慶欲參內而依杜

下祭使立諸卿相定不參廿三日氏公卿大

夫等奏親王慶於校書殿東庭拜舞源氏大

夫在此列

廿五日乙丑園韓神祭事

年中行事抄云延長元年十一月十三日癸
丑園韓神祭依犬死穢延引十五日乙卯新
嘗會十六日丙辰豐明節會也廿五日乙丑
行園并韓神祭按年中行事
秘抄同之
十二月大庚午朔
一日庚午神祇官奉御贖物事云十日皇七
西宮記裏書云延長元年十二月日神祇權
少副令持御贖物候左衛門陣外申云須依

六十二之三十一

例就内侍所奏之而被立穢札須執申此由
云二先有如此事令申其由即闈司一人出
来取御贖物參入歸出給之令占部一人請
給但其占部遇穢之間不入於神祇官云二
十日己卯御體御卜依穢延引事
文在廿
六日
十一日庚辰月次祭神今食事
日本紀略云十二月十一日庚辰月次祭神

今食天皇御中院

十三日^{壬午}令大辨等從例務事

小野宮年中行事免者條云延長元年十二

十月十三日云二大辨等有可從例務之仰但

不許入陣中者是希有事

令内舍人百濟貞運侍亭子院事

類聚符宣抄云内舍人百濟貞運右大臣

宣奉勅宜令侍亭子院者延長元年十二月

六十二之三十二

十三日大外記伴宿禰久永奉同日召仰中

務大録安野

廿六日^{乙未}奏御體御卜事

卜家記云御體御卜依穢延引之事延長元

年十二月延引依内裏穢也同廿三日御卜

廿六日奏也

是年賜皇子盛明等源朝臣姓事

禁秘抄云勅書

書黃紙自唐大宗貞觀始之

上卿奏之主

上書曰但依事歟延長元年當帝皇子二人

為源氏勅書不書其日按當帝皇子賜姓者凡六人高明兼明自

明允明延喜廿一年為源氏乃知今賜姓者盛明為明也

西宮記云延長元年以當帝皇子二人為源

氏勅書無御畫日亦勅書之類也

北山抄敕書條云令不見御畫日可等事而

年中行事云詔書勅書並用畫日覆奏文畫

可云二此事無所據然而古來有御畫日又

准詔書太政官覆奏未知其意或返給本省

令覆奏云二延長年中貞信公被奏下依令文

可無御畫之由

禁關外加補進士事

天慶二年外記日記云七月廿一日上卿以

下着宜陽殿宣旨云去十七日式部省文章

生試而關十人補十二人傳聞先帝御時延

長元年被下關外不可補餘進士之宣旨上了

云二省乍承其旨加補如何可召問者

僧正增命還任園城寺長吏事

僧官補任園城寺長吏條云增命僧正昌泰

二任治廿一年延喜廿三還任治四年

造營筑前國宮崎宮事

宇佐宮託宣集所二造宮次第條云宮崎宮

三所醍醐天皇廿四年延喜廿一年辛巳神

託之後三年改元延長元年癸未造宮

按和漢合

六十二之三十四

符為延喜二年

神葉集同本書

諸社根元記云筑前國宮崎宮延喜廿一年

六月廿一日御託宣欲移住宮崎松原其故

昔天下國土

乎

鎮護始時戒定惠宮宿置

志

松原利奈仍号宮崎延長元年自肥前大分宮

奉遷當宮

宇佐宮緣起云宮崎山宮緣起云延長元年

未^癸造立宮崎宮依託宣自穗浪遷此宮云二

延長元年未癸歲從大分宮遷御佛經已畢仍
奉号管崎宮矣

八幡愚童記云管崎宮ハ本穗浪社ニ御座
ケリ彼所山高ク道嶮クシテ節會ニ參府
官人馬十ツミツカルクヲ憐ト思召テ民
ノ苦ニミハ我苦在竈門宮ハ我伯母ニテ
御座國司府官馬ニ乘著竈門宮ノ御前
ヲ透テ穗浪ニ參條其恐アリ又放生海上

六十二之三十五

事也穗波放生ノ地ニ非ス昔我天下國土
鎮護始時戒定惠ノ三箱ヲ此松原ニ埋メ
リ早ク管崎新宮ニ移テ戒定慧ノ以力靈
鏡ヲシテ朝野人ヲテラシ以神劍掃隣國
敵大宰少貳真材朝臣石清水ハ幡宮ニテ
步廊造進スヘキ由有立願此新宮栢ニテ
造進スヘシ御殿ヲ乾ニムケ柱カエヲ可
用末代人民力弱ク公家勢衰タル比異國

逆人出来敵國降伏ノ由ヲ書付テ礎面吾
座下ニ可置敵國人以定惠力自然可降伏
延喜廿一年六月廿一日七歳女子去地七
尺ニシテ有御託宣ニカハ真材首ヲ傾テ
宿願未他人不知者也神鑒無違事信心銘
肝急經奏聞處其官符云託宣旨為禦来寇
加之外賓通攝之境營其宮殿殊盡美麗ハ
ニト被仰下ニカハ醍醐天皇御宇延長元

年造營ニテ被祝給ヘルハ幡大菩薩別宮
也御座下文字公家宸筆ヲ被下此所東西
瀉填テ水脈不通ニニ祈禱シテ堀井忽得
神泉又頓宮前海新出高磧中間水泉涌出
可成河源松林廿餘里其樹皆姬松也云々
神名帳頭註云筑後三井郡高良玉垂武内
宿禰也件新宮以延長元年遷御已畢

造觀山西塔院佛像事

九院佛閣抄云西塔院修造事延寂和尚者
弱冠脫幘尋吾山碧布施持戒練行勤策為
院務之日捨自所得之少資催有道心之大
衆勵微軀之誠始寶幢之願靜觀僧正相承
師跡欲成寶幢願於是太上法皇御幸山頂
拜諸堂之次拜件塔基爾後賜沙金等至延
長元年癸未造五佛中臺毗盧遮那佛像綵
色莊嚴微妙更為上皇御願僧正不留一塵

皆以寄造塔料

東大寺僧某遇陽勝仙人事

扶桑略記云叡山智源法師法華驗記云延
喜廿三年陽勝仙人於金峰山語東大寺僧
云失名予住此山五十餘年八十有餘適得仙
道昇天冲虛無障礙依法華力見佛聞法心
得自在云其母沉病殆及終焉歎言我多
子中陽勝仙人尤當鍾愛若知我心可訪吾

痾陽勝遙聽飛來屋上誦法華經宅中老少
雖聞其音不見其容仙人白母吾離火宅不
入烟里為孝養故強來誦經又與語耳又云
每月十八日可燒香散華吾尋香烟來臨誦
經故老傳云陽勝仙人每年八月叡山不斷
念佛之比攀登山拜見大師遺跡餘時不
來信施火炎滿山谷故云二
伊賀守真能守卒事

六十二之三十八

尊卑分脈藤原良尚男真能守一云真伊賀
守從五下母滋野氏延長元年卒或本菅根
子也云二



史稱學道於勝德寺在屋上誦法華經中藏到經卷
其間其意不見其家仙人白母吾離火宅不
入烟里為善壽故終未歸經又與語其文云
每月十八日可燒香敬奉吾尋香烟來臨誦
此經若信云陽勝仙人每年八月廬山下斷
年出於此經在本山拜見大師遺跡數時
帝園正心無處裡因遊身云本卒在本寺
伊實東冷細難氣身尚要真維管

